

社会保障・税番号制度（マイナンバー） についてお知らせします

マイナンバー制度の概要

平成27年10月から個人番号（マイナンバー）の付番、通知カードの送付が始まりました。1月からは、社会保障や税の分野で、市役所に提出する書類の一部にマイナンバーを記載することになりました。また、個人番号カード（マイナンバーカード）の申請をした方に対して、マイナンバーカードの交付が始まりました。

平成29年7月からは、都道府県や市町村などの間でマイナンバーを利用した情報連携が開始されます。そして、パソコンやスマートフォンからマイナンバーを含む自分の情報を確認できるマイポータルの運用が始まります。

各種手続きにはマイナンバーの確認と本人確認が必要です

市の窓口で行う各種手続きのうち、マイナンバーを記載する書類を提出するものについては、マイナンバーの確認と本人確認を行う必要があります。なりすましを防止するための確認となりますので、ご理解とご協力をお願いします。なお、マイナンバーを確認する書類によって、

表：マイナンバーを確認する書類について

マイナンバーを確認する書類	本人確認ができる書類 ※顔写真の有無で書類の枚数 が変わります	
	顔写真あり	顔写真なし
通知カードまたはマイナンバーの記載がある住民票や住民票記載事項証明書	運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、在留カードなどから1点	保険の被保険者手帳、国民年金証書などから2点
		公的医療保険の被保険者証、介護保険証、児童扶養手当の中か

※マイナンバーカードは、マイナンバーの確認と本人確認ができます。

マイナンバーカードを取得すると便利です

本人確認の書類が異なります（右表参照）。

マイナンバーカードは、プラスチック製のICチップ付きカードです。カードには氏名、住所、生年月日、性別、マイナンバーと本人の顔写真などが表示され、次のようなメリットがあります。

①本人確認用の身分証明書として使

える。

②コンビニエンスストアで、住民票や印鑑証明書などの公的な証明書が取得できる。

③e-Tax（申告などの手続きをインターネットで行えるシステム）を利用した確定申告ができる。マイナンバーカードは無料で取得できます。取得方法については通知カードと同封した「個人カード交付申請のご案内」、または市のホームページをご覧ください。

平成29年7月から、一部の添付書類が不要になります

現在、社会保障や税の手続きの際は、申請者が申請に必要な書類を全て用意して、申請書と一緒に市役所へ提出しています。

平成29年7月からは、同一の個人に関する情報を他の市町村や県などの間でやり取りする仕組み（情報連携）が始まります。このため、マイナンバーを記載した申請書を提出することで、添付書類が不要となります（下図参照）。

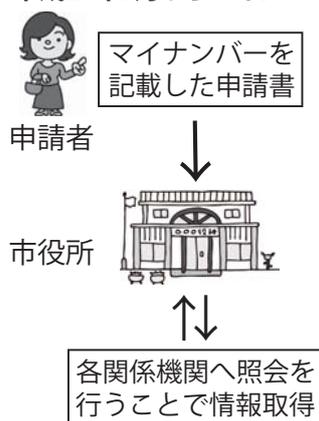
例えば、児童扶養手当の申請では「所得証明書」と「住民票」の添付が省略でき手続きが完了します。

詐欺に注意してください

マイナンバー制度に便乗した不正

な勧誘や、マイナンバーなどの個人情報を出そうとする不審な電話、メール、手紙、訪問が絶えません。不審に思ったときは、マイナンバー総合フリーダイヤルや消費者ホットライン、最寄りの警察署へ連絡、相談してください。

図：平成29年7月からのイメージ



くわしくは

記事について…総務課行政改革係 ☎(21)5130

制度について…マイナンバー総合フリーダイヤル

☎0120(95)0178(受付時間は、平日は午前9時30分～午後8時、土曜・日曜、祝日は午前9時30分～午後5時30分)

※年末年始を除く

通知カード、マイナンバーカードについて…市民課市民係

☎(21)5111